

スプリング・ジャパン（株）からの混雑空港（東京国際空港）
運航許可申請について（2回目）

1. 日 時

令和6年5月16日（木） 10:30～11:05

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

航空局：重田裕彦航空ネットワーク部航空事業課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋谷、木村、浅井、藤澤、増田、廣井、藤間、
近田

4. 議事概要

- 航空局より、スプリング・ジャパン株式会社（以下「スプリング・ジャパン」という。）からの東京国際空港（以下「羽田空港」という。）の運航許可申請について、前回委員から質問のあった点を中心に説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 貨物専用機の整備は、成田国際空港で行っているのか。
 - ② 航空法第107条の3第3項2号に適合する理由について、「利用者の利便」とあるが、貨物便の「利用者」の意味するところは何か。また、「競争の促進」についてご説明いただきたい。等について、意見・質問があった。
- これに対し、航空局からは、
 - ① 出発前に実施する簡単な点検は、それぞれの空港で実施しているが、それ以外の必要な整備については、基本的に成田国際空港で整備を実施している。3機の貨物専用機を運航する中で、成田国際空港に駐機する時間帯を設けており、その際に整備を行っている。
 - ② 貨物便の「利用者」は主に荷主を指している。「競争の促進」については、価格面のほか、これまで運航されていない時間帯で貨物専用便を運航することで、利

用者に新たな選択肢を提供するという点でも、競争の促進につながると考える。
等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。